

**鳥栖市人権教育・啓発に関する
基本方針（改訂）**

素案

目次

第1章 基本方針の背景と理念

1	基本方針策定の背景	1
(1)	基本方針の見直しについて	1
(2)	人権をめぐる国内外の動き	2
2	基本方針の基本理念	5
(1)	基本理念—共生社会の実現	5
(2)	目標—人権文化の確立	6
(3)	基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発	6
3	基本方針の性格	7

第2章 人権教育・啓発の推進

1	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	8
(1)	就学前教育機関	8
(2)	学校教育	9
(3)	社会教育	11
(4)	一般社会	12
(5)	企業（事業所）等	14
2	特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	15
(1)	市職員等	15
(2)	教職員等	15
(3)	社会教育関係者	15
(4)	福祉関係者	16
(5)	医療・保健関係者	16
3	効果的な人権教育・啓発の推進	17
(1)	人材の育成と活用	17
(2)	情報提供の充実・強化	17
(3)	参加しやすい講演会の開催	18
(4)	教材・学習プログラムの作成	18
(5)	各種団体との連携	19
(6)	相談・支援体制の充実	19

1	同和問題	20
	(1) 学校教育における推進	20
	(2) 社会教育における推進	20
	(3) 啓発活動の推進	20
	(4) 同和教育集会所の事業推進	21
2	女性に関する問題	23
	(1) 男女共同参画の意識の形成	24
	(2) 男女がともに支える社会づくりのための環境の整備	24
	(3) 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	26
3	子どもに関する問題	26
	(1) 啓発活動の推進	27
	(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発	28
	(3) 子育て支援の充実	28
	(4) 相談体制の充実	28
	(5) 児童虐待防止への取り組み	28
	(6) いじめ問題への取り組み	29
	(7) 健全育成に向けての取り組み及び健康被害、性的被害の防止	29
	(8) 子どもの貧困対策	29
4	高齢者に関する問題	30
	(1) 市民意識の高揚	31
	(2) 学校における社会福祉の推進	31
	(3) 地域参加と健康づくりの推進	31
	(4) 在宅医療・介護連携の推進	32
	(5) 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進	32
5	障害者に関する問題	33
	(1) 自立支援の充実	34
	(2) 地域生活への支援体制の充実	34
	(3) 社会参加・就労支援	35
6	外国人に関する問題	36
	(1) 国際理解の推進と人材の育成	37
	(2) 国際交流活動の推進	37
	(3) 外国人への情報提供及び相談体制の充実	38
	(4) 外国人との地域交流の推進	38

7	患者等に関する問題	40
	(1) 啓発活動の推進	42
8	犯罪被害者に関する問題	42
	(1) 広報活動の推進	43
	(2) 相談体制の充実	43
9	性的指向・性自認等に関する問題	44
	(1) 啓発活動の推進	45
	(2) 相談体制の充実	45
10	インターネットによる人権侵害	46
	(1) 啓発活動の推進	47
	(2) 学校における情報教育の推進	47
11	人権に関するさまざまな問題	48
	(1) 行政の個人情報保護	48
	(2) 刑を終えて出所した人	48
	(3) ホームレス等生活困窮者	49
	(4) 北朝鮮当局による拉致問題等	49
	(5) 人身取引	50
	(6) 災害に起因する人権問題	50
	(7) その他の人権問題	51

第4章 本市における推進体制等

1	推進体制	52
2	国、県、他の市町及び関係団体との連携	52
3	基本方針の見直し	52

資 料

第 1 章 基本方針の背景と理念

1 基本方針策定の背景

(1) 基本方針の見直しについて

国は、平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会の決議に基づき、平成 7 年（1995 年）12 月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置、平成 9 年（1997 年）7 月に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し、人権教育・啓発についての施策を推進してきました。また、平成 12 年（2000 年）には人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務を明記するとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」を施行し、平成 14 年（2002 年）3 月同法に基づく国の基本計画を策定しました。

本市では、**国と県の動向を見ながら**平成 11 年（1999 年）5 月に市長を本部長とする「推進本部」を設置、平成 12 年（2000 年）4 月に「人権教育のための国連 10 年鳥栖市行動計画」を、平成 21 年（2009 年）には「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定し、本市の実情に合わせた人権施策を推進してきたところです。

しかし、「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」策定から 10 年が経過した現在、各種施策や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネット*の急速な普及などの社会情勢の変化に伴って、各種人権課題は複雑化、多様化してきており、さらにはヘイトスピーチ*や性的指向等に関わる人権、子どもの貧困対策などの新たな課題も顕在化しています。

平成 28 年（2016 年）には差別のない人権尊重の社会づくりにとって重要な 3 つの法律、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」（以下「障害者差別解消法」という）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という）、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」（以下「部落差別解消推進法」という）が施行され、佐賀県において、平成 30 年（2018 年）3 月、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の第二次改訂がなされたところです。

本市では、このような状況変化に的確に対応し、各種人権課題の早急な解決を目指すため、基本方針の改訂を行うこととしました。

(2) 人権をめぐる国内外の動き

①国際的な動き

20 世紀に起こった二度にわたる世界大戦は、多くの人命を奪いました。これを深く反省する中から、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日の第 3 回国連（国際連合）総会において「あらゆる差別を撤廃し人権を確立することが恒久の平和を達成する基礎である」という観点により、「人権に関する世界宣言（世界人権宣言）」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、今日私たちが人権問題を考える上でのよりどころになっており、国連加盟国の中には、この宣言を憲法や国内法に取り込むなど、大きな影響力を持つものとなっています。

また、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されるなど、世界中で人権教育・啓発のさらなる取り組みが推進され、人権への関心の高まりとともに、国際的な取り決めが順次進められてきました。

現在は、「人権教育のための国連 10 年」を継承する「人権教育のための世界計画」*に取り組みされており、初等中等教育での人権教育を主眼とした第 1 段階（平成 17～21 年（2005～2009 年））、高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊等のための人権研修に焦点を当てた第 2 段階（平成 22～26 年（2010～2014 年））を経て、これまでの取り組みの強化とメディア関係者等への研修促進を掲げた第 3 段階（平成 27～31 年（2015～2019 年））が進められています。

近年は、性的指向や性別違和等に関する議論も注目を集めるようになりました。平成 18 年（2006 年）年にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則」*や平成 23 年（2011 年）の性的指向と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

このほか、スポーツの世界では、オリンピック憲章において「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すとともに、スポーツを人権の 1 つと捉えて、いかなる種類の差別も受けることなく権利と自由が享受されなければならないことを根本原則に明記するなど、国連以外のさまざまな分野、団体においても人権に関する取り組みが行われています。

こうした取り組みにより国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義*によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、それらに伴う多量の難民の流入等による排外主義*の台頭などから、深刻な人権課題も生じてきており、早急な対応が必要になっています。

②国内の動き

わが国では、昭和 21 年（1946 年）「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重」*を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和 31 年（1956 年）には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する各種の人権に関する国際年について積極的な取り組みを行ってきました。

平成 7 年（1995 年）12 月には、政府において内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国では平成 14 年（2002 年）3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。本基本計画については、平成 23 年（2011 年）に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

近年の人権に関わる動きとしては、例えば子どもに関し、平成 25 年（2013 年）に「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」が、その翌年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)」が施行されました。

また、平成 27 年（2015 年）には「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」が施行されています。

平成 19 年（2007 年）に、我が国が「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」が改正され、平成 28 年（2016 年）に「障害者差別解消法」が施行されて、障害者への「合理的配慮」が求められることになりました。

また、同年には、適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許されないとした「ヘイトスピーチ解消法」も施行されました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題*については、その早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和対策審議会」が設置され、昭和 40 年（1965 年）に「同和対策審議会答申」が出され、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法(昭和 44 年法律第 60 号)」が施行されて以来、3 つの特別法に基づき、平成 14 年（2002 年）3 月まで 33 年にわたる特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は一般対策の中で必要に応じて対応されてきたところですが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭しきれていないとの認識のもと、平成 28 年（2016 年）に「部落差別解消推進法」が施行され、改めて同和問題の解決が重要な課題であると認めて、国及び地方自治体が果たすべき責務が定められました。

③県内の動き

佐賀県においても、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、**障害者**、外国人など各分野に関する人権問題の解消に向けた取り組みが推進され、特に、平成 7 年（1995 年）には男女共同参画社会づくりの拠点として、女性センター「アバンセ」が開館され、啓発セミナーをはじめ、女性の自立や活動、交流を支援するさまざまな事業の充実が図られています。

また、平成 10 年（1998 年）3 月には、**人権意識を高め、自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない、全ての人々の人権が尊重される社会を実現するために**「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定されました。この条例に基づき、平成 11 年（1999 年）3 月に、共生社会の実現に積極的に取り組むための指針となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定され、「人権教育のための国連 10 年」の佐賀県行動計画としても位置付けられていました。

その後、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」は、「国連 10 年」終了後の平成 18 年（2006 年）に第一次改訂、平成 30 年（2018 年）3 月に第二次改訂が行われ、一層の推進が図られています。

1

④本市での取り組み

市では、これまで同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を行政施策の重要な課題として取り組んできました。

本市における人権に関する教育・啓発は、県や学校、地域社会、職場など多くの関係機関・団体等との連携のもとで進められていますが、人権問題の解決には、同和問題、外国人差別をはじめドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、いじめなど、いまだ多くの課題が残されています。

また、増加する外国人居住者への対応やこれまであまり認識されてこなかった性的指向や性自認等への配慮なども新たに求められるようになってきました。

一方で、おおむね 5 年ごとに実施している「人権・同和問題に関する鳥栖市民意識調査」の、平成 26 年度の調査では、「基本的人権が守られていると思うか」という設問に対し、約 6 割の人が「よく守られている」「だいたい守られている」と答え、「人権問題に関心を持っていますか」についても、約 6 割の人が「関心がある」「少し関心がある」と答えています。この結果を、前回（平成 19 年度）調査時と比較すると、それぞれ約 17 ポイント、5.6 ポイント高くなっており、市民の人権意識が向上していることを示しています。

今後の人権問題の解決に当たっては、単なる知識のみにとどまらず、市民一人ひとりが自らの問題として取り組む姿勢がこれまで以上に重要であると考えられ、定期的な意識調査により市民の人権意識を把握し、人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

2 基本方針の基本理念

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と規定され、平成6年（1994年）に開催された第49回国連総会では「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程（プロセス）である」と定めています。

また、「人権教育のための国連10年行動計画」では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義され、行動計画がめざすものとして、以下の5つを掲げています。

- 1 人権と基本的自由の尊重の強化
- 2 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- 3 すべての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダー*の平等並びに友好の促進
- 4 すべての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- 5 平和を維持するための国連の活動の促進

これらのことから、人権教育とは人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育で行われる教育活動であり、私たちは主体的に学び、その成果を日常生活の中で生かしていくことにより、人権という普遍的文化が構築されるように努めなければなりません。

(1) 基本理念 — 共生社会の実現

今日、世界では経済の発展や科学技術の向上などにより、人、物、情報などが国を越えて自由に行き交うようになりました。特に、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴って、よりインターネットが身近になり、誰でも手軽に世界に向けて情報発信ができるようになってきました。こうした状況の変化は、私たちの生活の利便性を高める反面、バーチャル*の世界の現実感の無さと匿名性から、安易に他人を誹謗中傷してしまうといった新たな人権問題も増えています。

今なお世界各地で地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなどの人権問題が後を絶ちません。また、地球温暖化をはじめとした環境問題は、地球規模での深刻な問題となっています。

人はそれぞれに異なる生活文化を持ち、個性や価値観も違い、世界には民族や国籍、宗教などの異なるさまざまな人たちが共に生活しています。これらの違いを否定して同質化を求めたり、同質なもののの中に違いや序列をつくりだして排除したりするような状況を認めては

ならず、私たち一人ひとりに、個性や違いを尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合い、共に生活していく「共生」の心が強く求められています。

このことについて日本国憲法では第 14 条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。

基本方針では、性別や国籍、世代などさまざまな違いを越えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

(2) 目標 — 人権文化の**確立**

人権とは、人が持っている基本的な自由と権利のことで、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものです。すべての人間は、人として生きていくための権利を生まれながらにして持っており、何人も侵すことは出来ません。人権は現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利であり、人権の尊重は人類普遍の原理としてわが国の憲法の基本的な理念の一つとなっています。

人権文化を**確立**していくために、私たちは自分の生き方を大切にしながらも他者の人権も尊重しなければなりません。そのことによって育まれる「共生意識」というべきものを、人々の日常の生活の中に定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させていくことが重要だと考えます。

基本方針では、人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標としています。

(3) 基本姿勢 — 生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に定着させるためには、人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が人権について自ら学び行動していくことが必要です。

「人権教育のための国連 10 年」の決議において、「人権教育は**単**なる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学びまたその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」とされています。

市民の人権に対する関心は多様で程度もさまざまです。このことを考慮しながら、本市では、市民が人権問題を身近な**生涯**学習課題のひとつとして主体的に学び、人権尊重のための取り組みを日常生活の中で生かしていけるよう効果的な人権教育・啓発活動を継続的に推進することとします。

3 基本方針の性格

この基本方針は、平成 12 年（2000 年）12 月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の趣旨を踏まえ、「鳥栖スタイル 2020（第 6 次鳥栖市総合計画）」との整合を図りながら本市が今後実施すべき人権教育・啓発についての方向性を明らかにするものです。

また、この基本方針は、人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの認識のもとに、市民、団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を踏まえた上で連携、協働しながら人権教育・啓発を推進するものです。

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要であり、その推進には、市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

市民のあらゆる立場の人が、あらゆる機会に自主的に取り組む人権学習は、その人の毎日の生活の中で実践されてはじめて「人権」という普遍的な文化の形成につながります。

市民一人ひとりの実践とは、他人の「こころ」を大切に、相互に理解を深め、ふれあいの輪を広げることで、人権尊重の意識と感覚を日常生活の基盤のなかに取り入れていくこと、そして、お互いが尊重しあう社会を実現するために努力していくことです。

そのためには、**家庭、学校**、職場、地域社会などあらゆる場において、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者*、外国人などすべての人の人権が尊重され擁護されることについて学習するように要請し、市民の人権意識の高揚に取り組まなければなりません。

(1) 就学前教育機関

《現状と課題》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、幼児期から家庭において、個人の生命や人権の尊さを認識させることが必要です。また、人格形成に大きな影響を与えるこの大切な時期に、基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせるなどの人格形成の基盤づくりや、地域社会において、お互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育むことは、とても大切なことです。

しかし、近年では、少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てや家庭のあり方に不安を抱える家庭が増加し、子どもに対する暴力や虐待などさまざまな人権侵害の問題が生じています。また、子ども同士で遊ぶときに必要とされる自主性、協調性、問題解決能力などさまざまな力が弱くなってきていると指摘されており、子どもが育つ上で最も重要な人間関係が希薄になることが危惧されています。

《施策の方向》

就学前教育機関における人権教育にあたっては、このような現状、課題を踏まえて、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人を思いやる心といった、豊かな人権感覚の基礎、基本を培うために、次の施策を推進します。

① 子どもの健やかな育ちを支える

1

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことができる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。また、市では、幼稚園へ「認定こども園」*への移行を働きかけるなど、保育の受け入れの確保に努めます。

② 子育て家庭を地域で支える

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってよりよい環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。さらに、障害、疾病、虐待、貧困など支援が必要な子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

③ 幼児教育に関する職員などの研修充実

人の心に共感したり、人や自然を大切にする思いやりとやさしさを持ったりする「こころ」を大人から学んでいくため、幼児教育に関する職員などに対して心の問題といわれる人権問題についての研修を強化し、また保護者を含め、幼児への指導的立場にある方々へ啓発を推進し、人権に対する感性を高揚させるよう努めます。

(2) 学校教育

《現状と課題》

学校教育においては、児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、個性と能力に応じた自己実現を図っていく中で、社会人としての能力や態度、豊かな感性を身につけ、健康でたくましい心身をつくるとともに、「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

本市では、学校教育をより一層充実させるための取り組みのひとつとして、平成 27 年度から市立全小中学校で、教科「日本語」に取り組んでいます。教科「日本語」では、言語文化や地域の伝統文化、礼儀作法などの学習をとおして、鳥栖市を愛し、日本人がもつ感性や情緒を養い、教養を身に付けるだけでなく、多種多様な人々とのコミュニケーションを図るための素地を養い、次世代を担う鳥栖の子どもたちの育成に努めています。

また、佐賀県人権教育・啓発基本方針に基づき、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを、就学前教育から小中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進し、人権教育に対する責任の大きさを自覚し、その基本に立脚して児童・生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、すべての児童・生徒が真に人間の尊さを認識し、進んで自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう努めてきました。

さらに、女性、子ども、高齢者、障害者などの人権問題についても、その正しい理解により偏見と差別をなくす取り組みを進めてきました。

しかし、そうした取り組みにもかかわらず、学校現場においては、依然として児童・生徒間のいじめや暴力行為、不登校、さらには教職員からの行き過ぎた指導といった問題等子どもの人権に関する課題が存在しています。そして、社会状況の急激な変化や多様な価値観の拡がりに伴い、これらの課題がより多様化・複雑化しています。

《施策の方向》

学校教育では、このような現状、課題を踏まえて、これまで推進してきた人権・同和教育の成果と教訓を生かしながら、児童・生徒が、自分たちに保障されている権利を知り、さまざまな人権問題を「自分事」と捉え、自分の身の回りにある人権問題に気付き、問題解決に向けて自ら考え判断する力、そして行動する力を育むことで、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てていく必要があります。

そのために、子どもたちが人権について正しく理解し、人権問題を解決しようとする意欲や態度が十分に身に付くよう、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら人権教育を推進する体制づくりに努めます。

①教育活動全体を通じた人権教育の推進

児童・生徒が、個性や価値観などのさまざまな違いを認め合い、人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを実感できるようになるために、教科における人権教育だけでなく、学校での教育活動全体を通して人権尊重の意識が高まるような学習内容の構築に努めます。

また、児童、生徒の実態を踏まえ、さまざまな人権問題の解決を「自分事」と捉え、問題解決に向けて自分たちにできることを考え、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てるための効果的な学習方法の改善、工夫に努めます。

②教職員の研修の充実

人権感覚に満ちあふれる児童・生徒の育成のためには、教職員の人権意識と資質の向上が最も大切です。

このため、教職員の人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上や、専門的知識や技術の取得ができるよう、計画的、実践的な研修や研究活動の充実に努めます。

③幼保小中の連携

人権教育を進めるにあたっては、幼児や児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導が必要です。そのためには、学校における人権教育の重要性を改めて認識するとともに、各学校の状況に応じた人権教育の課題を明確にして、地域の各園、各学校が、相互に綿密な連携を図りながら推進することが大切です。

また、学校における人権教育は、人格形成の根幹に関わる問題であり、指導にあたる教職員の認識や態度が大きな影響を及ぼします。園長、校長を中心とする人権教育推進のための園内、校内推進体制の確立が必要と思われ、すべての教職員が人権問題に対する研修を積み重ねるとともに、地域の各園、各学校が互いに連携を強めるよう努めます。

④学校、家庭、地域社会の連携

人権教育は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、三位一体となって取り組むことにより一層の効果を生みます。特に、児童・生徒に対する人権教育をより効果的にするには、家庭教育において保護者が人権問題を正しく理解したうえで子どもと接することが大切です。そのためにも、PTA*などの関係団体と協力しながら、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域社会との連携を深め地域ぐるみの人権教育を一層推進し、さまざまな人権問題の解決に取り組むように努めます。

(3) 社会教育

《現状と課題》

人権教育のめざすものは、不当な差別をなくし、すべての人の基本的人権が保障される、自由で豊かな社会を築いていこうとする意欲と実践力を持った人間を育成し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者などが抱えるすべての人権問題の早期解決を図ることにあります。

本市の社会教育における人権教育は、地域を基本に進め、市民、教職員、事業所などが参加する各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実に取り組みながら、家庭、地域などのあらゆる場において、人権意識を高める教育・啓発活動を推進してきました。

しかし、依然として、人権侵害、潜在意識としての偏見や差別観念は存在し、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を効果的、継続的に推進する必要があります。

《施策の方向》

社会教育では、家庭や地域などあらゆる場で、実態に応じたさまざまな人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

今後も、各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実を図り、人権に関する学習機会の提供に努めます。

①指導体制の拡充

同和問題をはじめとする人権教育に関する学習活動を積極的に推進するために、社会教育指導員を育成し、人権教育の内容、指導方法の創意工夫に努めます。

さらに、社会教育担当者やまちづくり推進センター長などを人権・同和教育の指導者として育成するとともに、資質の向上を図り、人権問題学習会などの開催に努めます。

また、これら人権・同和教育の指導者が、相互に連携を図りながら指導体制の拡充に努めます。

②社会教育関係団体における人権教育・啓発の推進

地域社会が一丸となって人権教育を推進していくためには、地域活動の中核としての役割を担っている社会教育関係団体の果たす役割は大きく重要です。このため、PTAをはじめとするさまざまな社会教育関係団体における自主的な学習活動を奨励、支援し、あらゆる機会を活用し連携と協調を図りながら、人権教育の学習の場づくりに努めます。

③市民意識調査の実施

本市では平成 26 年度に「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、20 歳以上の市民 778 人から回答を得ました。この市民意識調査は市民の人権問題に関する理解や認識など、これまでの学習、啓発の成果や問題点を明らかにし、今後の取り組みを効果的に進めるための指針となる基礎資料を得るために実施したもので、今後も必要に応じて「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施し、結果については市報などにより市民に公表します。

(4) 一般社会

《現状と課題》

一般社会における人権教育の推進については、これまでも同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、社会教育のあらゆる機会において、人権意識を高める教育・啓発活動に努めてきました。しかし、いまだ人々の心の中には潜在的に差別意識が存在し、あらゆる差別の事象が後を絶たないという現状があり、市民一人ひとりがあらゆる差別をなくそうとする意識を持つことが重要です。

《施策の方向》

一般社会においては、関係機関、団体と連携し、また、企業等への積極的な研修の働きかけを行いながら、継続した教育・啓発を進めるとともに、より効果的な教育・啓発ができるよう内容と方法の創意工夫に努めながら、市民への人権教育・啓発を推進します。

①市民への啓発の推進

人権教育・啓発については、人権尊重が平和の基礎であるという国際的な取り組みを踏まえながら、すべての人権問題に視野を広め、指導者や推進団体の育成など人権教育・啓発の推進体制の整備を行います。また、市民が主体的に参加し、自由に意見交換できる人権教育・啓発の場を拡充します。

○広報による啓発

広報を利用した啓発は、誰もがわかりやすく理解しやすいことが重要です。情報の提供は一方的になりがちなので、従来の方法にとらわれることなく、その内容、方法について工夫します。

具体的には市報、ホームページ*、マスメディア*などの活用により、人権に関する特集や関係する講座の案内を掲載するなどの啓発に努めます。

○啓発資料の活用

市民に親近感をもってもらい、より多くの人の目にとまるよう、効果的な各種啓発資料の作成、活用について工夫します。

具体的には、国や県が利用しているリーフレット*やポスター、パネルなどを活用するとともに、市独自の資料の作成に努めます。

○イベント開催による啓発

イベント開催は、市民自身が主体的、積極的に学習意欲を高める場として有効な啓発手段です。本市では年1回の街頭キャンペーン*、図書館でのパネル展、年2回の庁舎内パネル展などを開催しています。今後もより多くの市民が気軽に参加できるよう創意工夫して啓発に努めます。

②相談・支援体制の充実

本市の人権に関する相談窓口は、月1回開催している人権擁護委員*による人権相談があります。

今後も、市民が人権に関するトラブルや悩み、困りごとなどを気軽に相談できるように、関係機関との連携も図りながら相談活動の充実に努めます。

(5) 企業（事業所）等

《現状と課題》

経済雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題などにより、人権を取り巻く環境も大きく変化する中で、人権尊重の取り組みは企業等においても積極的に行われなければなりません。企業等は社会性、公共性を有しており、顧客、従業員、株主、地域住民、社会一般などに対し、各種の社会的責任を担っています。

しかし、マスコミ等の報道によれば、採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、採用や業務内容における男女差別、賃金や昇進等における男女格差、また、高齢者の継続雇用の問題、就職に当たって特別な配慮が必要な障害者などの雇用問題、正規雇用と非正規雇用の格差の問題、さらに職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やパワーハラスメント*、マタニティハラスメント*など、企業等における人権に関する認識は残念ながら未だに十分とは言えない面があります。

また、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識に立った公正な採用選考が行われ、職場における性別をはじめとする、さまざまな差別的な扱いが行われないことが、職業選択の自由、均等な雇用機会の確保につながっていくことから、雇用主に対しての人権教育への啓発、支援を推進していく必要があります。

《施策の方向》

公共職業安定所等と協力し、企業等においては、人権・同和問題に対する正しい認識と人権・同和教育の必要性を広げていくための施策を推進します。

①研修の充実と情報の提供

公正採用選考人権啓発推進員*との連携を図りながら、資質の向上をめざした研修など人権教育・啓発に関する情報を提供するように努めます。

②企業等への啓発の推進

企業等の代表者や採用担当者などへ人権教育の啓発、研修に取り組むよう講師の派遣を行うなど積極的に働きかけ、適切な指導、助言に努めます。

2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、さまざまな分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通じて人権教育及び啓発の取り組みが必要です。特に人権への関わりが深い特定の職業に従事する人（市職員、教職員、社会教育関係者等）に対しては、重点的な人権教育・啓発が必要です。

(1) 市職員等

地方自治体は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任があります。この役割を果たすためには、行政に従事する職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重、遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととしてとらえる深い知識と理解が必要です。

このため、本市では人権尊重の視点に立ち、個々の職務内容に応じて、すべての職員が、豊かな人権感覚を身につけるよう研修内容のさらなる充実を図ります。

(2) 教職員等

人権を尊重する意識を社会に根付かせるためには、**保育及び教育**の果たす役割は極めて大きいものがあります。その中で**教職員等**は、**幼児や児童・生徒**に接して指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。

保育及び教育に携わる者として**教職員等**は、**その現状や課題**を十分に理解し、豊かな人権感覚を身につけ、自らの資質の向上に努めていくことが必要です。

今でも教育現場では、差別事象の発生やいじめ、不登校などの問題が起きている現状があります。こうしたことから、**教職員等**が人権について理解と認識を深めるなど自らの人権意識の向上を図りながら、子どもたちが相手を思いやり、自分のこととして考えることができる心が育つような取り組みを進めることができるように、**教職員等**の人権意識に関する研修をさらに充実させます。

(3) 社会教育関係者

社会教育主事*や、**図書館、まちづくり推進センター**などの関係者は、地域を基盤に活動しており地域住民と密接な関わりがあるため、人権問題についても大きな影響力があります。地域住民に人権意識を持ってもらうには、社会教育関係者が人権問題に対する幅広い理解と認識を持つことが必要です。

そのため、社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう、充実した内容の研修を行い、県主催の指導者養成講座へも引き続き参加していきます。

(4) 福祉関係者

子ども、高齢者、障害者など、社会的弱者といわれる立場にある市民と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員*、福祉事業従事者）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシー*への配慮が特に必要です。

人権を尊重することは、平等な対応ができるということであり、誰もが公平な福祉を受けられることにつながります。

福祉関係者には人権意識を深めることが重要な職務であることを踏まえ、新しく委嘱、採用された時の研修や、その後の段階的な人権教育や研修の機会が得られるように働きかけ、**福祉関係者全ての人権意識の普及・高揚を図ります。**

(5) 医療・保健関係者

医療技術の進歩、市民の生活水準の向上などにより健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した質の高い医療や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。

医師、歯科医師、薬剤師、**保健師**、看護師、**その他**医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、患者の意思を尊重しながら、医療を提供することが求められており、そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

市民が安心して適正な医療を受けることができるよう、国や県と連携し、人権意識を高めていきます。

3 効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の意識を広く市民に定着させ、発展させていくための人権教育・啓発を推進するにあたっては、社会教育指導員などの資質の向上や教育内容の充実を図り、関係機関、団体と連携し、地域に密着した人権教育・啓発の推進や学習環境の整備が必要です。

さらに、きめ細かで効果的な研修を行うためには、啓発や指導する人材の育成、教材の開発、啓発・学習プログラムの作成等が必要です。

本市では、人権教育・啓発の効果的な推進を図る施策として、次のような取り組みを行います。

(1) 人材の育成と活用

①指導者の育成

人権意識を高めていくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として認識し学習を継続することが必要であり、そのためには研修会の果たす役割が重要です。その際、効果的な人権教育を進めることができるように、人権・同和教育の指導者の育成が必要です。

そこで、地域における人権・同和教育を一層推進するため、**まちづくり推進センター職員**などを対象とした研修会、講演会などへの積極的な参加を促し、**人権意識の向上に努めます。**

②人材の活用

各種団体や企業**等**に対し、人権・同和問題に関する研修会の開催を呼びかけ、指導員を派遣するなど、関係機関と連携して地域、職場における教育・啓発が推進されるよう**支援等**を行います。

(2) 情報提供の充実・強化

本市が平成 **26 年度（2014 年度）** に実施した人権・同和問題に関する意識調査の中で、「人権・同和問題を正しく理解するための各種啓発活動の中で、見たり、聞いたり、読んだりしたもの（要旨）」との問いに対して、「**県民だよりや市報**」がもっとも多く、次に「**パンフレット・小冊子・ポスター**」が多くを占めました。

このことから、このような印刷物による情報提供が効果的であり、しかもこれらは情報を保存、確認することも容易です。

また、今日では情報化社会が日々進化しており、インターネットやケーブルテレビなど多様なメディアを活用した情報提供が考えられます。

今後、さまざまな方法を工夫しながら、市民への効果的な情報提供を図るよう努めます。

(3) 参加しやすい講演会の開催

市民が参加しやすい講演会を開催するにあたっては、和やかな雰囲気の中に、身近な人権や差別についての問題意識を呼び起こすような題材が織り込まれていることが大切です。

本市では、8月の佐賀県同和問題啓発強調月間中に「同和問題講演会」を開催しています。この講演会は、同和問題について造詣の深い著名人を招くことで市民に関心をもってもらい、気軽に参加できるように配慮しながら実施しています。

今後もこの取り組みを継続するとともに、啓発映画の上映、啓発パネルや標語などの資料を展示するなど工夫し、これまで人権・同和問題にあまり関心を示さなかった市民に対しても、気軽に参加していただき、また理解が深まるように努めます。

(4) 教材・学習プログラムの作成

①教材

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、多くの市民が人権問題に興味、関心を持ち、正しい理解と共感を呼び起こさせることが重要です。

このため、これまでの人権に関する教材の活用を図るとともに、身近にある地域の学校や、関係機関などの持つ豊富な教材や最新の研究資料などをもとに新たな教材の作成に努めます。

さらに、**保育所・幼稚園等**、小中学校及びさまざまな関係団体と連携しながら、発達段階に応じた指導資料の開発、指導方法の改善などに努めます。

社会教育や職場内教育・研修については、学習者のニーズに応じた教材の**作成**及び情報の提供に努めます。

②学習プログラム

人権学習とは、単に知識を得るだけではなく、学習者の人権意識を向上させ、人権尊重のための取り組みに対する意欲を育てるものでなければなりません。

学校教育では、児童・生徒の発達段階に応じた人権に関する教育計画を作成し、「人権の大切さを理解し、あらゆる差別を許さない」態度が身につくよう教育内容の充実を図ります。

社会教育では、地域住民が人権問題を自らの課題としてとらえることができるよう、学習内容の充実を図り、人権教育を進める組織、団体と連携しながら、それぞれの課題解決へ向けた効果的なものとなるよう学習プログラムの**作成**に努めます。

また、企業等の職場内教育、研修においては、基礎的なものから専門的なものまで、職務に応じた体系的な学習プログラムの整備充実に努めます。

(5) 各種団体との連携

人権教育・啓発を推進するにあたっては、**行政間の連携**はもとより、社会教育関係団体をはじめ多くの民間団体との連携が必要です。

これらの連携により、人権教育・啓発への取り組みの推進に努めます。

(6) 相談・支援体制の充実

近年の都市化、核家族化、少子高齢化の進行といった社会の変化は、子どもや大人の意識、あるいは地域社会の形成に大きな影響を及ぼしています。こうした社会の変化に伴い、多様化、複雑化した市民のあらゆる人権問題に、迅速かつ適切に対応できるための行政の体制がますます重要になっています。

2 ○相談員と支援体制

人権擁護委員、民生委員・児童委員、家庭児童相談員*、教育相談員*、支援団体などの市民に身近な相談窓口間の連携及び、これらの窓口と、福祉事務所をはじめとする庁内各課や県保健福祉事務所、警察などの各種機関との連携を強化し、相談、支援体制の充実に努めます。

第3章 課題別施策の推進

1 同和問題

(1) 学校教育における推進

学校教育における人権・同和教育は、部落差別をはじめ高齢者、障害者、女性に対する差別など、あらゆる差別解消のための教育です。

- 人権・同和教育に対する責務の大きさを自覚し、児童・生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、すべての児童・生徒が真に人権の尊さを認識し、いかなる差別も許さない態度を身につけることができるように努めます。
- 自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう、「部落差別解消推進法」について、引き続き周知徹底を図り、すべての教職員の理解のもとに学校教育のあらゆる場面で人権・同和教育に取り組むよう努めます。

(2) 社会教育における推進

同和問題については、市民一人ひとりが自らの課題としてとらえ、解決に向けて主体的に努力、実践していく必要があります。

- インターネットを悪用した差別や地区間い合わせ等、同和問題の新たな差別の現実を受けて、市民への適切な教育・啓発が行われるよう、研修内容の充実に努めます。
- 社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育における学習機会をとらえ、社会教育指導員とともに、教育・啓発に積極的に取り組みます。
- 家庭、学校、地域の三者が相互に連携を図りながら、あらゆる機会をとらえた教育・啓発活動を進めます。
- 研修や広報等を活用し「部落差別解消推進法」の趣旨について周知及びその理解を深めるための啓発活動に努めます。

(3) 啓発活動の推進

①市民への啓発

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、同和問題についての正しい理解と認識を深めるよう引き続き啓発活動を積極的に推進して行く必要があります。

- 市報やまちづくり推進センターだより、ホームページ、ケーブルテレビなどのマスメ

ディアを活用した啓発に努めます。

○講演会、パネル展等の開催による啓発についても、市民がより身近なものとして参加できるよう努めます。

②企業等への啓発

就職の機会均等を確保することは同和問題を解決するための重要な課題です。このことから、雇用主が同和問題についての正しい理解と認識のもとに、差別のない公正な選考、採用を行うことが必要不可欠であり、企業等への啓発を推進していく必要があります。

○差別のない明るい職場づくりを進めるため公正採用選考人権啓発を推進している公共職業安定所の取り組みに協力します。

○引き続き、市内の企業等に、職員に対する啓発・研修に取り組むよう働きかけます。

③えせ同和行為に対する啓発

えせ同和行為*は、行政や関係機関・団体が努力している同和問題の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や問題に対する国民の印象を著しく損ねるものです。さらに、この行為は国民に対して誤った意識を植え付けることにもなり、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。

○えせ同和行為の排除に向け、市民への啓発に努めるとともに、不当な要求には毅然とした態度をとることが大切であり、こうした行為の排除については、法務局、警察等関係機関と連携していきます。

(4) 同和教育集会所の事業推進

本市では、同和問題の完全解消は行政の責務であるとの認識のもと、市民の同和教育の向上と日常生活課題の教育的な場として同和教育集会所を設置し、各種教養講座、相談をはじめ人権・同和問題に関する会議など、同和教育の推進を図ってきました。

○核家族化や高齢者世帯の増加に伴う社会福祉に関する取組や相談事業の充実を図ります。

○人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための活動の推進を図る場として充実に努めます。

○地域社会の中で開かれ、地域住民や社会教育団体などの学習や教養講座等の文化活動の場として、多くの市民が利用できるよう充実を図ります。

部落差別解消推進法が施行されました。

○ 現在も部落差別が存在することを法的に認めるとともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることを踏まえて、部落差別は許されないものとの認識を明記。

(第1条)

○ 部落差別解消に関する国の責務と地方公共団体の努力義務を規定。(第3条)

○ 相談体制の充実と教育・啓発の推進を改めて規定。(第4条、第5条)

○ 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国は実態調査を行うことを規定。(第6条)

※ 本法の国会審議においては、施策の実施にあたって、世代間の理解の差や地域社会の実情に配慮すること、過去の実績・反省を踏まえること、新たな差別を生むことがないように留意することなどを求める趣旨の附帯決議がなされています。

2 女性に関する問題

《現状と課題》

- 平成 11 年（1999）年に「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」が施行されてから 18 年が経過し、高齢化が進行し、家族の暮らし方や個人の考え方が多様化するなど、社会情勢は大きく変化しています。
- 本市においては、平成 15 年（2003 年）3 月に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定、平成 25 年（2013 年）3 月には「第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。
- 平成 28 年度（2016 年度）に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」から、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という性的役割分担意識を否定する比率は 66.4%で、全国調査 54.3%を上回る結果となりました。
- 平成 27 年（2015 年）国勢調査における労働力率を男女別にみると、男性は、20 歳代半ばから 50 歳代後半まで、約 90%の高い割合の人が働いているのに対し、女性は、30 歳代に入ると働く人の割合が減少し、40 歳代にかけて再び上昇するM字型の曲線になっています。これは、結婚・出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職又は再就職するという、女性の働き方の特徴を表しています。
- 平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」（「女性活躍推進法」）が施行されたことを踏まえ、男女平等な立場で仕事と家庭を両立させ、女性が十分に能力を発揮して活躍できるような環境整備にむけた取り組みを進めていくことが求められています。
- 多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえない状況が続いています。
- 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス*の推進が男性にとって、また、事業所にとっても、有益であることの理解がまだ十分ではありません。
- DV*やストーカー*、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではありません。
- DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況に陥っていることも少なくありません。

《施策の方向》

本市では、「第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の基本目標を踏まえ、男女がお互いの人権を尊重し、真の男女平等意識の定着を図り、男女共同参画社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

(1) 男女共同参画の意識の形成

①男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

- 性別にかかわらず平等感や思いやりを育む、教育活動の充実を図ります。
- 子どもの個性や能力を認め、生かしていく教育活動を推進します。
- 人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会を提供します。

②男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

- 誰もが参加しやすくなるように、広報・啓発に努めます。
- セミナーやフォーラム等を開催し、参加者に啓発を行います。
- 男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

③男女共同参画を推進する人材の育成

- 男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- 地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- 男女共同参画を推進する人材にさまざまな情報を提供します。

(2) 男女がともに支える社会づくりのための環境の整備

①男女がともに働きやすい労働環境の整備

- 育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- 働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- 働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。

②仕事と生活の調和を図る環境の整備

- 仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- 介護・福祉サービスによる要介護者等や家族の支援を行います。
- 男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- だれもが自分の能力を生かし、働き続けられる環境を整備します。

③女性活躍推進のための環境整備

- 女性の労働条件や経済的地位の向上を図ります。
- 子育て等で仕事を中断した女性に対し、起業や再就職支援の機会をつくります。

(3) 男女が自立して安心して暮らせるまちづくり

個人の自立を支える環境整備

- 子育てに困難を抱える家庭の生活の安定と自立を支援します。
- 高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。
- 高齢者や障害者の社会参加や生きがいを進めます。

① 性と健康を尊重する環境整備

- 妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実します。
- 性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。

② 配偶者等に対する暴力の根絶

- DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- さまざまな立場のDV被害者が相談しやすいような体制を整え、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。

3 子どもに関する問題

《現状と課題》

○日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念のひとつに掲げており、これに基づく教育基本法、児童福祉法、児童憲章は、その基本理念として、すべての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。平成6年（1994年）4月に我が国が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを権利の主体として認め、子どもの成長、発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。

○平成16年（2004年）には、平成12年（2000年）に施行された被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」が改正され、国や地方公共団体の取り組みを強化することや子どもの安全確認のための立ち入り調査の強化などが規定されています。また、平成28年（2016年）6月3日に改正された「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」において、児童の福祉を保障する原理が明確化されるとともに、家庭で適切な養育を受けられない社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。

○いじめについては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年（2013年）9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されました。

3

○市内小中学校においては、毎月10日を「いじめ・いのちを考える日」と定め、定期的にアンケートを実施するなど、いじめの早期発見、未然防止に努めています。

○本市では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うことを目的とした、「子ども・子育て支援事業計画」及び、妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージにおいて、健康的な生活習慣づくりの実現などを目的とした「うららトス21プラン」により、子育て支援や子どもの健全育成に関する各種施策の実施や数値目標を具体的に挙げ、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めてきました。

○少子化や核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、ひとり親家庭、障害児とその家庭、児童虐待のおそれのある家庭など、配慮が必要な家庭が増加しています。個々の状況に応じ、専門性を持つ機関と連携した対応を行うことに加え、家庭や地域社会と連携して、子どもの健全な心身の発達を図り、他の児童との関わりの中で人権を大切にすることを育むなど適切な対応をする必要があります。

- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、さまざまな場面を想定し、平成 24 年（2012 年）に策定した「鳥栖市通学路安全対策プログラム」に基づき、児童・生徒の危険予測能力、危機回避能力等の向上に努めてきました。
- 学校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づいて各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携の充実が図られています。
- アプリケーションの利用が可能なスマートフォンのほか、インターネット利用に起因した児童買春をはじめ、児童の心身に有害な影響を与える福祉犯罪*被害やいじめ被害等を背景とした不登校の相談が増加しています。
- 近年、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童・生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しており、若年層のエイズ*をはじめとする性感染症*並びに人工妊娠中絶も問題となっており、性に関する正しい知識を身に付けた心身共に健やかな子どもを育成する必要があります。
- 県が実施した「国民生活基礎調査」によると、佐賀県の子どもの貧困率は昭和 60 年（1985 年）では 10.9%でしたが、平成 27 年（2015 年）は 13.9%となり、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという結果になっています。子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように支援する必要があります。

《施策の方向》

市民一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせる社会の構築をめざして、人権尊重の精神を定着させ、児童・生徒の健全育成のための諸施策を推進していくとともに、子どもの人権尊重及び擁護に向けた取り組みが必要です。

また、すべての子どもは、大きく伸びていく可能性を秘めており、愛情や信頼感などの豊かな人間関係の中で成長していくことによって、人を思いやる心を育てていくことができます。こうしたことから、児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の普及を図るために啓発を積極的に行うとともに、子どもが成長していく社会環境の点検や改善、あるいは学習機会の提供などを積極的に推進します。

(1) 啓発活動の推進

児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の一層の周知と、子どもたちを取り巻く諸問題に対する社会的関心を高めるため、市報やホームページ、テレビ、ポスターなどを活用した啓発活動の展開や各種研修会を実施します。

(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発

子どもが人種、性別、出身などで差別されることなく、権利の主体として認められ、すこやかに成長し、発達していくことを保障するため、子どもたち一人ひとりの特性を生かし、個人を大切する教育が行われるように、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に努めます。

(3) 子育て支援の充実

子育て中の家庭にとっては、行政の子育て支援及び保育機関におけるサービスの充実や、地域での支え合いが必要です。

そのため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努め、子どもたちの健やかな成長、発達を支援します。

保育機関においては、健康で安全な情緒の安定した生活ができる環境を整備し、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できるように、家庭や地域と連携を図り、健全な心身の発達を図ります。

また、保育所・幼稚園等に通っていない親子については子育て支援センター*などの相談支援の機能を充実し、安心な子育てを支援します。

(4) 相談体制の充実

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、虐待や育児放棄などによる子どもの人権侵害など、健やかな成長を阻害される要因が増加し、内容も多様化しています。子どもも一人の人間として、その人権が尊重され、守らなければなりません。

育児不安や孤立感に対応し、児童虐待の予防・早期発見に努めるため、家庭訪問や育児教室、育児に対する疑問や悩みの相談等の地域の子育て支援など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、子育て支援の関係各課、関係機関・団体と連携し、相談支援の整備を推進します。また、PTAや子どもクラブなどの協力を得ながら、地域ぐるみで子どもが気軽に相談できる体制を築くよう努めます。

2

(5) 児童虐待防止への取り組み

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関で情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要です。このため、子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場である要保護児童等対策地域協議会において、個別ケースの実態把握を行うとともに、学校、保育所・幼稚園等、民生委員・児童委員など児童虐待を察知しやすい立場にある職種の人々と連携を図って、事態の未然防止及び早期発見に努め、児童相談所と協議し、速やかな対応を行います。

(6) いじめ問題への取り組み

- 「鳥栖市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止及び解決を図るための総合的な施策を実施し、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下、「いじめを決して見逃さない、いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、市全体でいじめを許さない風土づくりを進めていきます。
- 「鳥栖いじめ防止基本方針」に基づいて各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、いじめの発見・通報を受けた場合には、子ども達が安心して学校に通えるように必要な措置を講じます。
- いじめの未然防止・早期発見を図るため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*などを活用した各種相談事業を実施するとともに、市が設置している「心の悩みテレフォン相談」の周知に努めるなど、教育相談体制の充実を図ります。

(7) 健全育成に向けての取り組み及び健康被害、性的被害の防止

- 子どもを取り巻く社会環境は、発展途上である子どもの人格形成に強い影響を及ぼしています。SNS*を含むインターネットの利用が急速に拡大している一方、その利用は危険と隣り合わせです。インターネット上の有害情報などから子どもを守るために、子どもを取り巻く社会環境について、関係機関と連携しながら情報提供、情報共有を実施します。
- 関係機関や団体、地域との連携を図りながら、子どもの心身を鍛え創造性や自主性、協調性を育むため、健全育成の拠点となる場や機会を提供し、心身ともに健康な子どもたちを育成する事業を推進します。
- 学校においては、思春期の児童・生徒を対象に、妊娠、出産、育児やエイズをはじめとする性感染症の予防などについての保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と、生命の尊厳や母性の社会的機能などの重要性を認識させるため、発達段階に即した教育に努めます。
- 社会的弱者である子どもの安全を確保するために、子どもや保護者の防犯意識、性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し、地域社会での見守りを推進します。

2

(8) 子どもの貧困対策

容易に解決できない貧困の問題を、子どもと保護者だけでなく社会全体の課題としてとらえ、その状況にある子どもが健やかに育成されるよう、家庭・地域・行政一体となり、それぞれの役割を認識し、子どもを総合的、多面的に支援します。また、さまざまな課題を持つ子どもたちへの教育の支援や経済的支援などの施策を、県や地域の関係機関等と連携しながら実施します。

4

4 高齢者に関する問題

《現状と課題》

- わが国では、平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展し、平成 29 年（2017 年）10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者人口は、総人口に占める割合が 27.7%（総務省統計局発表）となっています。
- 本市においても高齢者人口は増加しており、2020 年には 17,508 人（23.6%）に、2025 年には 18,442 人（24.4%）にまで増加する見込みとなっています。
- 平成 12 年（2000 年）に創設された介護保険制度により介護の社会化が進んでいますが、要介護者を抱える家族の心身の負担はまだ重く、今後ますます進展する高齢社会に対応するためには、年金、医療、福祉などの社会保障制度の改革が強く求められています。
- 本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「第 8 期鳥栖市高齢者福祉計画」を策定し、介護保険サービスを含めた高齢者福祉施策を積極的に取り組んでいます。
- こうした中、高齢者に対する虐待、介護放棄や高齢者の引きこもりなどの高齢者の権利が不当に侵害される事案など高齢者を取り巻くさまざまな問題が生じています。
- 高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるよう、市民一人ひとりが高齢化に伴う問題に対する理解を深めることがますます重要であり、**高齢者の人権が尊重される社会の実現をめざした教育・啓発を推進していく必要があります。**
- 近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待**認知**件数は**減少傾向**にあり養護者による高齢者虐待件数は、**概ね横ばい**にありますが、潜在化している虐待もあると考えられ、引き続き高齢者虐待防止に係る理解促進、相談窓口の周知等を図っていく必要があります。
- 高齢者の権利が不当に侵害される事案などのさまざまな問題に対応するため、相談体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 認知症*高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっており、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- 高齢者の社会参加がより促進されるよう、種々の活動の活性化と活動への参加を推進していく必要があります。
- 明るく活力のある長寿社会を維持するため、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保が重要です。

《施策の方向》

「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」を基本理念に、市民一人ひとりが高齢化に伴う問題に対する理解を深め、全ての高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

(1) 市民意識の高揚

①教育、啓発の推進

高齢者が、多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として、敬愛されるとともに高齢者の一人ひとりが社会の構成員として尊重されるために、高齢者の人格や人権に十分配慮する必要があります。

このため、高齢者の人権に対する市民意識の高揚を図り、理解を深めるための教育・啓発を推進します。

②社会参加への支援

高齢者が関わる行事を支援し、その行事を通じて高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進が図られるように努めます。

(2) 学校における社会福祉の推進

学校教育においては、地域社会で熱心に活動している人の講師派遣や福祉サービス等の体験活動を通じて、高齢者に関する福祉教育の充実を図ります。

また、福祉施設などの訪問、学校行事への高齢者の招待などによる心の交流などを実施しています。

さらに、児童・生徒に対し認知症サポーター養成講座を実施するなど高齢化社会に関する知識や、福祉、介護等の問題についての理解を深め、主体的に行動できる意識が育成されるよう努めます。

(3) 地域参加と健康づくりの推進

高齢者同士や世代間の交流、趣味や学習、ボランティア等の活動、就労など高齢者がさまざまな分野に積極的に参加していくことを支援するとともに、その受け皿となる、老人クラブやさまざまな自主的なサークルなどの活動や、シルバー人材センター*の運営を支援します。

また、高齢者が病気の再発や体力の低下などをきっかけに、身体機能や生活機能が低下し、家の中に閉じこもりがちになり、寝たきりや認知症などの状態につながることはないよう、健康づくりを推進する視点から、民間事業所のサービスや地域のボランティアなどの社会資源の活用を図り、高齢者が健康の保持・増進や介護予防に積極的に取り組むことができる環境整備を進めます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者人口の増加に伴う介護や医療などが必要な高齢者の増加に対応するため、介護、医療、保健、福祉がお互いに連携をとり、その地域で必要なサービスや施設を整備し、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケアシステム」*の構築に取り組み、介護保険の基本理念である、住み慣れた地域で高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような環境づくりを推進します。

(5) 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

①生活支援体制の充実

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、民間事業所のサービスや地域のボランティアなどの社会資源の活用、日常生活において外出等の移動手手段の確保が困難な高齢者の支援といった、生活支援に関するさまざまな高齢者福祉サービスの展開を図ります。

②高齢者への虐待防止への取り組み

高齢者が安全で安心な生活ができるように、地域の高齢者への総合的な支援を行っている地域包括支援センター*と連携し、虐待の早期発見やネットワークの充実に努めます。

また、地域包括支援センターにおける高齢者や介護者等の保健、医療、福祉の相談事業を実施するとともに、他の関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

③成年後見人制度の利用促進

高齢者の権利や財産を守り、高齢者が安心して生活を送ることを支援するため国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの構築に向けた関係団体との協議を進めていきます。

5 障害者に関する問題

《現状と課題》

- 平成 18 年（2006 年）4 月 1 日に「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化され、福祉サービスに係る経費が義務的経費となり、財源の安定化が図られました。
- 平成 23 年（2011 年）8 月に「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定され、平成 24 年（2012 年）には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）（障害者虐待防止法）」が施行されました。
- 平成 25 年（2013 年）には障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 51 号）（以下「障害者総合支援法」という）」が施行され、同年「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）（以下「障害者優先調達推進法」という）」が施行されました。また、平成 28 年（2016 年）には「障害者差別解消法」が施行され、障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられました。
- 本市では、平成 8 年 3 月（1996 年度）に「鳥栖市障害者福祉計画」を策定以降、「ノーマライゼーション」*と「リハビリテーション」*の理念を継承するとともに、「障害のある人が自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に社会の一員として参加、参画できる共生社会を実現する」ことを基本理念として施策を推進してきました。
- 国が定めた基本指針などを踏まえ、平成 28 年（2016 年）3 月に「第 4 期鳥栖市障害者福祉計画」を、平成 30 年（2018 年）3 月に「第 5 期鳥栖市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、「障害者総合支援法」に基づくサービスである「自立支援給付」や「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づくサービスである「障害児通所給付」を中心に、地域の実情に応じた施策を行うよう努めています。
- 「障害者差別解消法」及び障害者週間の認知度がそれぞれ低い状況にあります。また、障害の特性や具体的なサポート方法等が認識されておらず、障害者への声掛けやサポート等の具体的な行動につながっていません。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共に支え合いながら安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。
- 今後、障害者の地域移行の進展や高齢化による障害者の増加などが予想される中で、障害のある人もない人も共に幅広い分野にわたって学び、社会参画をすることができる環境づくりが求められています。

《施策の方向》

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、心身に障害があっても自分の力で物事を決定し、誇らしく生きることができるノーマライゼーション、リハビリテーションの理念の実現を目標とします。さらには障害のある人もない人も、みんなが互いに支えあい、社会参加できるまちづくりをめざし、次のような施策を推進します。

(1) 自立支援の充実

①生活支援

障害者や障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援を適切に行います。

②保健・医療

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

また、精神障害者の地域移行、社会復帰や社会参加の支援を行うとともに、難病*に関する施策を推進します。

③生活環境

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害者のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化*を図り、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 地域生活への支援体制の充実

①差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」や障害の特性、障害福祉制度について、市報やホームページによる啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを推進します。

②行政サービス等における配慮

「障害者差別解消法」では、行政機関等については、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で、対応することが求められています。今後も、障害者に対する理解の促進に努めるとともに、社会的障壁の除去について合理的な配慮に努めます。

(3) 社会参加・就労支援

①教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興

障害のある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童・生徒と共に学ぶことができるよう、教育の充実を図ります。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ等を行うことができるよう環境の整備等を推進します。

②雇用・就業、経済的自立の支援

県や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、情報の共有化を図り、障害者の就労支援に努めます。

「障害者優先調達推進法」に基づき、就労継続支援A型・B型等の障害者就労施設が提供する物品及び役務を優先的に調達することに努め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に努めます。

5

○ 障害者差別解消法が施行されました。

◇障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取り扱いの禁止」

…役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」

…役所や会社、お店などの事業者に対して、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが求められています。

6 外国人に関する問題

《現状と課題》

- 鳥栖市の在留外国人数は、平成 29 年（2017 年）12 月末では 1,058 人で、対前年増加率は 113.8%の伸び率となっており、平成 19 年（2007 年）の 530 人と比べると、10 年間に約 2 倍となっています。
- 国籍・地域別では、ベトナム（279 人）が最も多く、次いでネパール（234 人）、フィリピン（135 人）と続き、全体の約 98%をアジア地域が占めています。
- 在留資格別では、留学生（448 人）が最も多く、技能実習生（225 人）、永住者（154 人）の順となっています。
- 平成 30 年（2017 年）5 月 1 日現在で、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童・生徒数は、小学校 2 人（2 校）、中学校 0 人（0 校）となっています。
- 平成 28 年（2016 年）に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。
- 市内では、ヘイトスピーチが問題になるケースは起きていないものの、平成 26 年（2014 年）に複数の少年が外国人留学生に対し生卵などを投げつけるといった事件が発生しました。
- 本市では、多文化共生事業の 1 つとして、平成 26 年度（2014 年度）から市民と外国人住民との交流会「こくさいカフェ」を開催しており、平成 29 年度（2017 年度）の参加者数は、のべ 614 人でした。
- 国際的な交流の機会は 経済や文化・教育など社会のさまざまな場面に広がってきており、国際性豊かな人づくりが求められています。また、地域の一員である外国人住民が増えていることから、外国人との交流や国際化に対する学習を通して、互いの人権を尊重し合う広い視野を持ち、国際理解を進めることにより、共に地域社会を支える存在であるという認識を持つ必要があります。
- 日本での生活に慣れていない外国人対し日本語習得機会を提供することや医療情報や各種行政サービス、災害対策などの生活情報を分かりやすく提供することが必要です。また、生活する上で必要なごみの出し方や交通ルールについて、外国人住民の理解が不十分なため、市民から苦情が寄せられることがあります。外国人に対しても日常生活のルールやマナーをきちんと伝えることで、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。
- 友好交流都市であるドイツ国ツァイツ市との交流においては、子ども交流事業を中心に、さらに市民の協力を得て多様な交流へと展開していくことも重要です。
- 国際交流に関するさまざまな施策を推進するために、県や関係団体等との情報共有を行い、さらに連携を深めていくことが重要です。

《施策の方向》

日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重しあい、暮らしやすいまちづくりを進めていくために、「互いに理解し合い、暮らしやすいまち」を目指すべき将来像とし、実現に向けて取り組んでいきます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。このようなヘイトスピーチの解消に向け「相談体制の整備」「教育の充実」「啓発活動」などの取り組みについても、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に基づき、さらに推進していきます。

(1) 国際理解の推進と人材の育成

①小・中学校における国際化教育の推進

児童・生徒の異文化に対する理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を養うため、外国語指導助手を活用し、小学校や中学校での国際理解教育や外国語教育を推進します。

②異文化理解のための各種講座の開催

市民を対象に海外での生活経験を持つ住民や外国人を講師とした国際理解講座や外国語講座を開きます。

③外国人の人権尊重

わたしたち一人ひとりが、外国人住民の持つ文化や生活習慣などの多様性を受け入れ、地域での交流を深め、人権を尊重し合う、国際化時代にふさわしい社会を築けるよう啓発に努めます。

(2) 国際交流活動の推進

①友好交流都市や諸外国との交流の推進

文化、教育、芸術交流などの住民にとって身近で親しみやすいさまざまな分野において、友好交流都市のドイツ国・ツァイツ市との交流を進めるとともに、諸外国との交流機会の情報提供に努めます。

②民間交流団体との連携強化

国際交流を支援する市民ボランティアや民間の国際交流団体との連携を図るために、情報を共有し意見を交換する場をつくれます。

③国際協力活動の支援

市民に対する国際協力への啓発を行うとともに、青年海外協力隊やシニアボランティアなどの国際協力活動へ参加し、活動する市民の募集や活動の広報などを支援します。

(3) 外国人への情報提供及び相談体制の充実

①分かりやすい生活情報の提供

外国人住民に対し、外国語や平易な日本語を併記した生活ガイドブックや地図など日常生活に必要な情報を提供します。

また、鳥栖市を訪れる外国人にも分かりやすいように、市内の公共施設の表示や案内板などは、マークの活用や外国語併記を進めていくよう努めます。

②外国人からの相談に対応できる体制の充実

外国人が訪れる窓口で、必要な行政サービスの情報提供に努めます。外国人の専門的な相談や問い合わせに対しては、民間交流団体や県国際交流協会等との連携を図り対応できる体制づくりに努めます。

③日本語教育によるコミュニケーションの支援

市民ボランティアと協力し、外国人住民に対する日本語や日本のルール・文化について学習できる環境づくりに努めます。

(4) 外国人との地域交流の推進

①外国人住民の地域活動への参加支援

外国人住民に地域行事やボランティア活動などへの参加を促進するなど、地域住民との交流を進めるよう働きかけ、外国人住民が地域の一員として暮らすことができるよう支援します。

②多文化理解に関する啓発活動の推進

関係団体と連携し、国籍や民族、文化の違いを越えて、互いに認め合い尊重し合う多文化共生の考え方を、広報紙やホームページなどを活用して市民に啓発します。

また、県国際交流協会や国際協力推進員などと連携し、多文化理解に関するセミナーや多文化理解に関する出前講座を創設するなど、啓発活動に取り組みます。

③外国人住民との交流機会の創出

市内で開催されるさまざまなイベントにおいて、外国人と市民がふれあう交流の場が増えるよう働きかけ、外国人住民との交流機会の創出に努めます。

○ **ヘイトスピーチ解消法が施行されました。**

近年、本邦外出身であることを理由として、我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われています。このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため法律が施行されました。

○ **多文化共生とは**

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月総務省)

7 患者等に関する問題

《現状と課題》

○感染症や難病は、身体的、精神的、経済的に困難な状況にある患者やその家族が、周囲の思い込みや無理解などによる偏見や差別意識等により二重に苦しむことがあります。

○肝炎はその原因が、ウイルス*性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、わが国ではB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が多くを占めています。

肝炎ウイルスは、特定の血液凝固因子や集団予防接種により感染が拡大した経緯がありますが、主に血液を介して感染するため、日常生活では感染することはほとんどありません。最近では、C型肝炎*の治療が進展し、ほとんどのC型肝炎は治癒できるようになり、また、B型肝炎もウイルスの増殖を抑える効果が高い治療法ができる等、肝炎ウイルスに感染し肝炎を発症したとしても早期に治療を受けることにより、日常生活にほとんど支障がない状況となっています。

本市では、肝炎ウイルス検査を受けられた方で、精密検査や治療が必要な方にその内容を説明し、早期治療に繋がるように支援を行っています。

○H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいます。近年、治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に服薬治療を受ければ免疫力を落とすことなく、通常の生活を送ることが可能になっています。平成 28 年（2016 年）末現在、日本での新規感染者及びエイズ患者数は累計で 2 万 7 千人を突破しています。世界中では年間 100 万人の死亡者が発生していることから、いまだ人類が直面する最も深刻な感染症のひとつであると考えられています。

主な感染経路は、感染者の血液や体液を介して感染すると言われており、それらに接触がない限り、日常生活では感染する可能性は限りなくゼロに近いと考えられています。エイズの感染経路や予防法を正しく知ることが重要です。

本市では、「世界エイズデー」*に合わせて、ポスター掲示やパネル展を行っています。

○ハンセン病は「らい菌」による感染症ですが、「らい菌」に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病しても早期に治療すれば治癒します。しかし、病気が治ったにもかかわらず、ほとんどの人が偏見・差別、後遺症、高齢化などのために、療養所での生活を余儀なくされていました。平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号）」が施行され、国による強制隔離施策は終結しました。さらに、平成 21 年（2009 年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律 82 号）」が施行され、「何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったことまたはハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を有害する行為をしてはならない。」と定められました。

○難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とし、経済的に大きな負担となるばかりでなく、病気によっては介護等に著しく労力を要することもあり、家族にとっても身体的・精神的な負担が大きくなっています。そのため、平成 25 年 4 月より「障害者総合支援法」に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、平成 30 年 4 月以降に対象となるのは 359 疾病となっています。

《施策の方向》

すべての人々の人権が尊重され、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できるよう、市民に対して、感染症やその予防方法、難病に対する正しい知識の普及を図るとともに、患者やその家族に対し支援制度等の情報提供を行うなど、県保健福祉事務所や医療機関等と連携を図りながら、教育・啓発活動を推進します。

(1) 啓発活動の推進

- H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者、**肝炎患者**、難病患者等についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、県保健福祉事務所等の関係機関と連携した啓発や、**パネル展**やホームページなどによる市民への啓発活動を推進します。
- また、学校教育においては、エイズ教育などを実施し、**人権尊重**や**感染症等**に対する正しい知識と理解の普及に努めます。
- さらに、県保健福祉事務所が実施しているエイズや難病の相談や、県が実施している肝炎ウイルス検診の受診を勧めます。

8 犯罪被害者に関する問題

《現状と課題》

- 平成 29 年（2017 年）警察白書によると、平成 28 年（2016 年）中の全国の刑法犯認知件数は 99 万 6,120 件（前年比マイナス 10 万 2,849 件）となっており、件数自体は減少傾向にあるものの高い水準にあります。県内においても減少傾向にあり、件数は 5,089 件（前年比マイナス 333 件）となっています。
- 平成 29 年（2017 年）7 月に「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」が改正され、
 - ①強姦罪を強制性交等罪に改め、性別の規定を撤廃
 - ②親など監護する立場の者の 18 歳未満の者に対するわいせつな行為等を処罰する監護者わいせつ罪等を設ける
 - ③性犯罪に関する親告罪*の規定を廃止し、本人等の告訴がなくても起訴できるようにするなど、性犯罪に関し処罰行為の拡大が図られました。
- 犯罪被害者等は、犯罪によって生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア報道などによる二次的被害の恐れもあります。それは被害者本人にとどまらず、その家族や友人などにも及びます。
- 欧米では、犯罪被害者の権利として、
 - ①個人として尊重される権利
 - ②加害者の刑事手続き等に関与し、知る権利
 - ③被害回復を求める権利
 - ④物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利等が確立し、社会全体で総合的に被害者支援を行う仕組みが構築されています。
- 近年、我が国でも犯罪被害者等の人権に対する社会的な関心が高まり、平成 17 年（2005 年）に「犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)」が施行され、平成 28 年（2016 年）には同法に基づき「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための施策が示されています。
- 県では、平成 26 年（2014 年）に「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づく「防犯あんしん計画」を推進するとともに、平成 29 年（2017 年）4 月には、犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しています。
- 本市においては、見舞金制度を盛り込んだ「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」を平成 29 年（2017 年）10 月に施行し、犯罪被害者等支援に努めています。
- 行政関係者の犯罪被害者等に関する情報や知識が十分とは言えず、一般市民の犯罪被害者等支援に関する理解も不足しています。

《施策の方向》

犯罪被害者等の人権を考えるにあたって、そもそも犯罪被害者等を生むような重大な犯罪そのものを未然に防止することが大切であることは言うまでもありません。しかし、残念ながらそうした重大な犯罪が生じた場合であっても、決して二次的な被害を招くことがないよう、誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のもとに、国の「犯罪被害者等基本法」や「佐賀県犯罪被害者等支援条例」における推進計画を踏まえ、「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」に基づく推進計画を踏まえた施策を推進します。

(1) 広報活動の推進

犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の重要性について、ポスターやリーフレット等のさまざまな媒体を活用するなど、広報啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

- 県や警察、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等への支援体制を整えるとともに、担当職員等を対象とした各種会議や研修会を通じて資質向上を図り、支援の充実強化を図ります。
- 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように庁内に相談窓口を設けます。
- 犯罪被害者等に対しては、「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援を行います。

9 性的指向・性自認等に関する問題

さまざまな性的指向*や性自認*の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会づくりのための施策を推進します。

《現状と課題》

- LGBTsに関する公的な統計調査はありませんが、平成27年(2015年)に民間企業が実施した調査では、日本の総人口に占めるLGBTsの人たちの割合は7.6%という結果が出ています。数十人規模以上の企業等においては同じ職場にLGBTsの人たちがいることが想定されますが、その理解や支援は進んでいません。
- 学校においても当事者の児童・生徒が少なからず存在していることが想定されます。
- LGBTsであることを隠さなくてはならない緊張や不安により、うつ病などのメンタルヘルスの問題を抱える人も多いと言われています。
- 我が国では恋愛・性愛の対象は異性であるという固定観念が根強く、同性愛や両性愛等の当事者は差別や偏見の対象となることを恐れたり、性的指向等を表明することによって差別を受け精神的苦痛を受けたりしています。
- 財産分与や相続など、異性のパートナーには認められている権利が、同性パートナーには認められていません。
- 一番身近な相談相手であるはずの家族からの理解が得られないケースも少なくありません。
- 平成16年(2004年)の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)」の施行で、戸籍上の性の変更が可能となり、平成20年(2008年)の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的負担が大きいこと等から依然としてハードルが高いのが現状です。
- 文部科学省から、平成27年(2015年)に「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、平成28年(2016年)に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が通知され、LGBTsの児童・生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。
- 海外では、同性婚を認める国や地域も多くあり、スポーツ選手から大企業の経営者まで幅広いジャンルの人たちが、自身の性的指向などを公表していますが、日本の国立社会保障・人口問題研究所などの調査によると、友人がゲイ・レズビアンだった場合に「抵抗がある」と答えた人の割合は、いずれも50%を超えており、同性愛者への偏見は根強い状況です。

《施策の方向》

(1) 啓発活動の推進

○学校教育においては、管理職をはじめ、人権・同和教育担当者、生徒指導担当者及び養護教諭等に対する研修機会を確保するとともに、学習資料を作成します。

6

○LGBTsに対する理解を社会全体に深めるため、多様な性についての啓発を行います。

(2) 相談体制の充実

○学校においては、日常の健康観察等により心身の健康問題の早期発見に努めるとともに、教職員の研修充実を図り、悩みや不安を抱える児童・生徒の良き理解者となることを推進することにより、健康相談、教育相談等による個別指導や相談体制の充実を図ります。

6

○佐賀県DV総合対策センターで行なっているLGBTsに関する相談窓口の周知を行います。

5

LGBTsについて

人間の性は、少なくとも3つの要素（①生物学的な性（からだの性）、②性自認（こころの性）、③性的指向（好きになる性））が組み合わさって決定されています。（この他にも、社会的な性、性表現などの要素があると言われていています。）

今日、多様な性のあり方が社会的に認識されるようになってきており、そうした中、次の4つのタイプに属する人たちには共通の社会的課題が多いことから、多様な性について考える際に、「LGBT」という言葉が使われることがあります。

- ・レズビアン（Lesbian、女性を好きになる女性）
- ・ゲイ（Gay、男性を好きになる男性）
- ・バイセクシャル（Bisexual、女性を好きになることも、男性を好きになることもある人）
- ・トランスジェンダー（Transgender、生まれた時に割り当てられた性別と、ちがう生き方をする人／したいと思っている人。「性別違和」と表記することもある。）

しかし、実際には「アセクシュアル（Asexual）」と呼ばれる恋愛感情や性的な欲求をもたない人、「クエスチョニング（Questioning）」と呼ばれる自分の性のあり方が何に分類されるのかを考えている人、決めたくないと考えている人など、色で例えるなら「グラデーション」であると言われ、様々な性のあり方があります。また、性のあり方を考える際に、異性愛を前提とする多数者に対して、それに合わない一部の人たちを「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」と称する考え方に疑問をもつ人たちもいます。

そのため、本基本方針ではこうした人たちの総称として「LGBTs」と表記します。「s」は、「LGBT」という概念に当てはまらない人たちがいることを表しています。

10 インターネットによる人権侵害

《現状と課題》

- 高度情報化社会（ICT*社会）の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。
- インターネットは、孤立しがちなマイノリティ当事者が他の当事者や支援者とつながる大切な手段となっていますが、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現や虚偽のニュース等の流布も増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。
- 特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性などから、いったん情報が発信されると削除等が困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こしています。
- 気軽に個人的な情報発信ができるブログ、SNSを使ったネットいじめ、あるいは児童・生徒が利用できるコミュニティーサイトを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあります。
- 平成14年（2002年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)」により、被害者はプロバイダー*やサーバー*の管理者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになっています。
- 事業者へフィルタリング*の提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」や元交際相手などが性的な写真・動画をインターネット上に掲出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)」が制定されました。
- 警察の統計によると、平成28年（2016年）中の県内のサイバー犯罪*検挙件数は73件と、平成24年（2012年）の約2倍となっています。また、同年の警察へのサイバー犯罪に係る相談件数657件のうち57件が「名誉棄損・脅迫等」の人権に関わる内容になっています。
- インターネット上の情報は非常に膨大で、日々変化するため、速やかな状況把握が難しくなっています。
- 人権侵害の恐れがある不適切な情報を覚知し、削除要請を行っても、情報の違法性の判断が難しい場合もあって、実際に削除されるかどうかは、当該サイトの管理者等の主体性に頼っているのが実情です。
- インターネット上にいったん情報が掲出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追いつかなくなってしまう。特に、海外のサーバーなどに情報が移った場合には、事実上、対応ができなくなっています。
- インターネットを介したいじめや犯罪、経済的被害などから児童・生徒を守るというソフト面の対策が必要です。

《施策の方向》

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む。）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心できるICTサービスを享受できる環境づくりが重要です。そのため、次の取り組みを積極的に進めます。

(1) 啓発活動の推進

- 利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解のもと、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載することがないように、市民に対して啓発に努めます。
- 他人の人権を侵害する恐れのある悪質な書き込みや、個人情報の無断掲載などに対して、法務局や警察、県等と協力しながらプロバイダーなどに対し当該情報の停止・削除の自主規制を求めるなど、侵害状況の排除に努めます。

(2) 学校における情報教育の推進

7

- 児童・生徒に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任などについて理解させるため、情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭（保護者）へ働きかけ、啓発に努めます。

11 人権に関するさまざまな問題

前述の重点的に取り組むべき分野別人権問題のほかにも、次のような問題が存在します。

(1) 行政の個人情報保護

- 国では、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」が平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に全面施行されました。
- 本市においては、平成 15 年（2003 年）4 月に「鳥栖市個人情報保護条例」を施行し、個人情報取り扱い事務を所轄する各課の長が個人情報管理責任者として慎重な管理を行っています。
- 平成 25 年（2013 年）に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」が施行され、今後、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う事案が拡大することが想定されることから、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。
- 鳥栖市においても平成 28 年（2016 年）1 月に個人情報保護条例に加え、「鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を施行、更に平成 29 年（2017 年）9 月には「鳥栖市特定個人情報の取扱いに関する管理規程」を設け、個人情報の適切な管理、適正かつ円滑な運営に努め、個人情報の保護に取り組んでいます。
- 市民に対して“自分の情報は自分で守る”意識づくりに努めるとともに、民間事業者には個人情報の適正・安全な取得・管理への自律的な取り組みを支援します。

(2) 刑を終えて出所した人

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。
- 再犯者率は年々増加傾向にあり、平成 29 年（2017 年）版犯罪白書によると、犯罪の全検挙者のうちの約 5 割が再犯者で 5 年前（平成 23 年（2011 年））と比較すると約 5% 増加しており、再犯防止対策を推進する必要があります。平成 28 年（2016 年）12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」（以下「再犯防止推進法」という）が施行され、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成 29 年（2017 年）12 月に政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を策定しています。
- 罪を犯した高齢者や障害者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことから、県では、地域定着支援センターを設置し、高齢又は障害により矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司・保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。

- 刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。
- 本市では、犯罪者の構成、犯罪予防思想の普及・啓発及び安心・安全を図るため、更生保護サポートセンターへの支援や「社会を明るくする運動」事業などの保護司会活動等への協力を引き続き行っていきます。

(3) ホームレス等生活困窮者

- 失業などの経済的要因に加え、家庭問題などの個人的要因が複合的にからみあって、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちがいます。
- ホームレスとなった人の多くは、衛生面や食事の確保、健康面での問題などを抱えており、また一部には地域住民との間にあつれきが生じ、ホームレスに対する嫌がらせ等の人権問題が発生しています。
- 平成 14 年（2002 年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）」が施行され、地域社会との協力のもと、ホームレスの自立促進やホームレスとなることを防止するための生活上の支援などが定められました。
- 平成 27 年（2015 年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスだけではなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者が支援の対象とされました。
- ホームレス以外にも、さまざまな理由により経済的に困窮している人々が増加しており、生活保護に至る前段階での自立支援の強化が求められています。
- ホームレス等生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であり、国、県、他市町、関係機関などと連携、協力しながら、市民の理解と協力を得て、自立支援などに関する施策の推進を図ります。

(4) 北朝鮮当局による拉致問題等

- 1970 年代から 80 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成 3（1991）年以來、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。
- 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるため、政府においては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。
- 国連においては、平成 15 年（2003 年）以來毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

- 我が国では、平成 17 年（2005 年）の国連総会決議を踏まえ、平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 15 年法律第 96 号）」が施行され、国民世論の啓発を図ることとされました。
- 拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、関心と認識を深めることが求められています。
- 本市では「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12 月 10 日～16 日）を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めていきます。

(5) 人身取引

- 性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引*は、重大な人権侵害で迅速かつ的確に対応すべき問題です。
- 国では、刑罰法令の整備と取締りの強化のほか、平成 26 年（2014 年）に「人身取引対策行動計画 2014」が策定され、関係省庁が一体となって対策に取り組むこととされています。
- 10 代、20 代の女性を中心に、アダルトビデオへの出演を強要されるなどのトラブルが問題になっており、これも 1 つの人身取引と指摘されています。
- 外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となるケースもあります。
- 子どもや女性など人身取引の被害者となる対象によって、児童相談所や婦人相談所が対応するほか、警察においても専用電話や最寄りの警察署で相談に応じています。
- 被害の実態の把握、被害者を認知した場合の早期の対応を確保するため、関係機関との連携を進める必要があります。
- 「人身取引対策行動計画 2014」を踏まえ、県や関係部署と連携して被害防止に努めるとともに、被害者を認知した場合には、迅速に対応、支援、救済ができる体制を整備します。
- 子どもや女性、外国人などのそれぞれの分野において、人身取引の被害を受けないようパネル展などによる啓発を行っていきます。

(6) 災害に起因する人権問題

- 平成 23 年（2011 年）東日本大震災、平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成 29 年（2017 年）九州北部豪雨のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。
- 避難所においては、プライバシーを確保することのほか、障害者や高齢者のような要配慮者に対する十分な支援が必要となります。
- 福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題となる事態も発生しています。

- 人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。
- 「鳥栖市地域防災計画」に基づき、国や県、関係団体との連携、役割分担を図りながら、災害発生時に人権が確保される取り組みを推進します。
- 避難所運営において配慮すべき人権問題について、国や県、関係機関と連携した取り組みを進めます。
- 市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深める取り組みを進めます。

(7) その他の人権問題

- このほかにも、アイヌの人々や中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など、さまざまな人権問題があります。
- 近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢などを踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。
- 私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる問題が存在し、常に高い人権意識をもっておくことが望まれます。
- 私たち一人ひとりがさまざまな人権問題を「自分事」として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

第4章 本市における推進体制等

1 推進体制

本基本方針に基づく人権教育・啓発の総合的な推進を図るため、鳥栖市人権教育・啓発推進本部を中心に全庁体制で適切な推進に努めます。

また、具体的な施策の推進にあたっては、推進本部及び幹事会を通じて本基本方針の趣旨や内容の徹底を図るとともに、庁内の各部署における事務事業に存在する人権問題について、相互の理解と認識が深まり効果的な施策となるよう、会議の活性化を図るなど、これまで以上に相互の連携を深めます。

2 国、県、他の市町及び関係団体との連携

本基本方針に基づく人権教育・啓発のための取り組みは、国、県、市がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで連携を図ることにより、効果的に実施することができます。また、他の市町や、各種の啓発団体、社会教育関係団体等と連携・協力することも大変重要です。

今後も、連携・協力を行いながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

3 基本方針の見直し

3 推進本部では、本基本方針を推進していく過程において、国内外の社会状況の変化や価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じた見直しを適宜行うこととします。

資 料

用語の解説	1
世界人権宣言	6
日本国憲法（抜粋）	9
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	12
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	13
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	17
部落差別の解消の推進に関する法律	19
鳥栖市人権擁護に関する条例	20
鳥栖市人権教育・啓発推進本部設置要綱	21
鳥栖市人権教育・啓発推進機構図	23

用語の解説

【あ】

アイヌ（民族）

おおよそ 17 世紀から 19 世紀において東北地方北部から北海道（蝦夷ヶ島）、サハリン（樺太）、千島列島に及ぶ広い範囲をアイヌモシリ（人間の住む大地）として先住していた。

アプリケーション（アプリ）

スマートフォンなどで動作するソフトウェア。

エイズ

エイズ（AIDS）とは、Acquired（後天性）、Immuno（免疫）、Deficiency（不全）、Syndrome（症候群）の頭文字をとった病名で、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。HIV に感染し、病気に対する体の免疫機能（病気に対する抵抗力）が低下することで、起こるさまざまな病気のこと。

えせ同和行為

同和問題は、怖い問題であり避けたほうがよいとの誤った意識に乗じて、同和の名を名乗り、さまざまな不当な利益や義務のないことを要求する行為をいう。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や、同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発効果を覆し、同和問題に対する誤った認識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

【か】

家庭児童相談員

家庭児童福祉に専門的技術を持ち、家庭での子育てや子どもに関する悩み相談に対応する相談員。

技能実習生

日本において企業や個人事業主等との雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る外国人。在留期間は最長 5 年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われる。

基本的人権の尊重

人権は、すべての人間が生まれながらに享有する永久不可侵の権利にほかならない。また、すべての人間に普遍的に保障された権利であり、人間がうまれながらに享有する、人間固有の、自己以外のいかなるものからも侵されることのない不可侵の権利である。そして、現在のみならず将来の国民にも等しく与えられた永久の権利である。

教育相談員

児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者のパイプ役として、不登校・いじめ等の未然防止や早期発見・早期対応に当たる相談員。

原理主義

聖典などに根拠をもつ教義・規範などを厳守し、世俗主義に対抗しようとする宗教的思想・運動。

公正採用選考人権啓発推進員

雇用主が同和問題などの人権問題について、正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行うため、一定規模以上（佐賀県の基準は 30 人以上）の事業所に設置が求められている。就職の機会均等を確保するという視点から、公正な採用選考システムを確立するため、採用選考に関して相当の権限を有するものから選任される。

子育て支援センター

子育て支援センター」変更案：少子化・核家族の進行、（家庭や地域における子育て機能の低下や）子育て中の孤独感や不安感の増大等への対応として、地域全体で子育てを支援するため、指導員を配置し育児相談や情報提供を行っている。

【さ】

サイバー犯罪

インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪。

ジェンダー

生まれつきの生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に女（男）はこうあるべきとして後から形成された性別のこと。

社会教育主事

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。

ジョグジャカルタ原則

平成18（2006）年11月、インドネシアのジョグジャカルタにおいて国連特別報告者や元国連人権高等弁務官などの専門家が集まって開かれた非公式の会議によって採択された性的指向や性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書。

人権教育のための世界計画

平成7（1995）年～平成16（2004）年の「人権教育のための国連10年」の終了を受けて、引き続き世界全体で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、第1段階から第3段階まで数年の段階ごとに特定のカテゴリーに特化した行動計画が策定されている。

人権擁護委員

地域住民の中にあつて人権擁護活動を行う任務をもつた人。市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する。地域においても、自由人権思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護している。

親告罪

犯人を処罰するかしないかの判断を被害者の意思に任せる犯罪。

人身取引（トラフィッキング）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条(a)において、「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されている。

スクールカウンセラー

文部省は平成7年度から、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」を開始している。この事業で選考され、研究委託校に派遣されている者はスクールカウンセラーと呼ばれ、臨床心理士など臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するものである。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

ストーカー

ストーカーの明確な定義や概念はないが、特定の者に対する恋愛感情などが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的でつきまとい等を繰り返す者のことをいう。平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、ストーカー行為等の取締りが行われている。

性感染症

性行為によって感染する病気の総称。性行為感染症やSTD/STIとも呼ばれる。

性自認

自分の性別をどのように認識しているか、どのような性のあり方を自分の感覚として持っているかを示す概念。「心の性」と呼ばれることもある。

性的指向

ある人の恋愛 や性的関心がど対象に向くかを示す概念。具体には、恋愛・性愛関心が異性に向かう愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう（バイセクシュアル）等を指す。

世界エイズデー

世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

セクシュアル・ハラスメント

「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るもの」であり、日本では、一般的に「セクハラ」と略して、使用されることが多い。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。

賤称（語）

相手をさげすんで呼ぶ称のこと。

【た】

地域改善対策協議会意見具申

地域改善対策特別措置法（昭和57（1982）年法律第16号）に基づき総理府の附属機関として設置された地域改善対策協議会が政府に対して平成8（1996）年に意見具申したもので、正式には「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」という。この中では、それまでの特別対策から一般対策への移行を基本姿勢としながらも、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない」として、その後の重点施策の方向性を示している。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

地域包括支援センター

平成18年度に創設された機関で、主に地域の高齢者や介護する家族に対して、心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、権利擁護、虐待防止などの総合的マネジメントを行い、支援していくことを業務としています。

同和問題（部落差別）

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により生じた我が国固有の人権問題。現在もなお、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの差別が存在するとともに、情報化の進展により差別の状況に変化が生じているとされる。

【な】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）を指す。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気である。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたる。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう脳血管性認知症である。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定。

- ①教育及び保育を一体的に提供（保護者の就労の有無によらず受け入れの対応）
- ②地域における子育て支援の実施（子育て相談や親子の集いの場の提供）

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（正常な様子）であるという考え。

【は】

排外主義

外国人や外国の思想、文物、生活様式などを嫌ってしりぞけようとする考え方や立場。

バーチャル

実態を伴わないさま。仮想的。疑似的。（仮想世界、仮想現実）

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

フィルタリング

データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した要件によって通信許可するか遮断したりする機能を指す。迷惑メールやスパムを隔離する電子メールのフィルタリング機能、有害サイトへのアクセスを制限するコンテンツ・フィルタリング、ネットワークへの不正侵入を防止するパケット・フィルタリングなどがある。

福祉犯罪

少年に対し「わいせつな行為をする」「売春を強要する」「シンナーや覚せい剤を密売する」など少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を阻害する悪質な犯罪。

プライバシー

他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由。

プロバイダー

通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する業者。

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に日本社会から追い出そうとしたりするなどの一方的な内容の言動や行動。

【ま】

マタニティハラスメント

職場において、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【わ】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働く人すべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【D】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいう。殴る、蹴るといった物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含めた概念をいう。

【H】

HIV感染者

ウイルス HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人。

【I】

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

【S】

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。（出典：総務省「国民のための情報セキュリティサイト」）

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で護ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、

秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用で

きるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和21（1946）年11月3日公布

昭和22（1947）年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用しては

ならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗

教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他

の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定

し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日) 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

(法律第六十五号)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しよ

うとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、

当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対

応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下こ

の項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公

共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成二十八年六月三日)

(法律第六十八号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく

侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日)

(法律第九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

鳥栖市人権擁護に関する条例

平成10年3月24日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、人権の侵害をなくし、人権の擁護を図るために必要な事項を定めることにより、人権尊重を基調とする明るく住みよい鳥栖市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に人権を尊重し、自らも人権の侵害及び人権の侵害を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う施策に協力するものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 人権擁護意識の高揚、啓発に関する施策

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 人権擁護に関し必要な事項を調査審議するため、鳥栖市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

鳥栖市人権教育・啓発推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、鳥栖市人権教育・啓発活動推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥栖市人権教育・啓発活動に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他本市が行う人権教育・啓発に関すること。

(推進本部)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務について協議調整を行うとともに推進本部が決定した施策の推進に関して必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康福祉みらい部長を、副幹事長は教育次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 推進本部の所掌事務について施策の調査、研究、推進等を図るため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長は社会福祉課長を、副作業部会長は生涯学習課長をもって充てる。
- 4 作業部会員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会長は、作業部会を総括する。
- 6 副作業部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進本部、幹事会又は作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部及び幹事会の合同会議を招集することができる。

3 幹事又は作業部会員は、それぞれの幹事会又は作業部会の会議に出席できないときは、当該幹事又は作業部会員が指名する者が代理して出席することができる。

4 本部長、幹事長及び作業部会長は、関係者の出席が必要と認めるときは、その関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉みらい部社会福祉課（主管）及び教育委員会生涯学習課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

別表第1

本部員

総務部長 企画政策部長 健康福祉みらい部長 市民環境部長 産業経済部長 教育次長

別表第2

幹事

総務課長 財政課長 総合政策課長 情報政策課長 社会福祉課長 こども育成課長 健康増進課長 スポーツ振興課長 市民協働推進課長 商工振興課長 建設課長 国道・交通対策課長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

別表第3

作業部会員

総務課職員係長 財政課財政係長 総合政策課政策推進係長 情報政策課情報政策係長 社会福祉課地域福祉係長 こども育成課子育て支援係長 健康増進課健康づくり係長 スポーツ振興課スポーツ振興係長 市民協働推進課市民協働係長 商工振興課商工観光労政係長 建設課道路河川整備係長 国道・交通対策課道路・交通政策係長 教育総務課総務係長 学校教育課学校教育係長 生涯学習課生涯学習推進係長
--

鳥栖市人権教育・啓発推進機構図

